

はじめませんか？ 集団資源回収



水戸市ごみ減量
イメージキャラクター
「リサイクリン」



みとちゃん



【集団資源回収とは？】

各地区の町内会，子ども会などの団体が，**自主的に家庭の資源物を回収する活動**です。

※ 店舗やイベント等の事業活動から出る資源物は，集団資源回収の対象品目として取り扱っておりません。

【集団資源回収のメリット】

- ☆ ものを大切にする心が育めます。
- ☆ 回収量に応じて，報償金が実施団体に支給されます。
- ☆ 家庭から出るごみが減り，処理費用が減ります。
- ☆ 地域のコミュニケーションが深まります。

水戸市生活環境部清掃事務所

回 収 品 目



(1) 雑誌 (2) 新聞紙 (3) ダンボール (4) 紙パック (5) 布類

※(1)～(5)は、箱・袋に入れずそれぞれの品目ごとに紐で十字に縛って出してください。



(6) 1.80瓶 (7) ビール瓶 (8) 空き瓶類 (9) 自転車 (10) 三輪車
(茶・緑の瓶) ((6), (7) 以外の瓶類)

※(6)～(8)は、それぞれ品目ごとに専用容器に入れて出してください。

また、フタ・キャップ類ははずし、プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」へ、ワインのコルク栓は「燃えるごみ」へ、金属製のふたは「燃えないごみ」にそれぞれお出してください。



※アルミ缶はつぶさずに、ポリ袋に入れて出してください。



(11) アルミ缶



※スチール缶はつぶさずに、雑袋に入れて出してください。



(12) スチール缶
(缶詰、菓子缶等も含む。)

※缶詰などのフタははずして「燃えないごみ」にお出してください。



(13) ペットボトル
(キャップ・ラベルをはずし、つぶしてください。はずしたキャップ・ラベルは「プラスチック製容器包装」にお出してください。)



(14) 白色トレイ



(15) プラスチック製容器包装

(16) 鉄くず
(17) 銅
(18) 中 (真鍮)
(19) ポリケース
(20) バッテリー
計20品目

※全ての品目を回収する必要はございません。
※上記品目は、そのままお出し頂けます。

※(13)～(15)は、それぞれの品目ごとに、ポリ袋に入れて出してください。

報 償 金

・報償金は、報償金単価(10円)×回収重量(キログラム)で計算し、実施団体あて、4か月ごと(8月、12月及び翌年4月)に団体の銀行口座へ振り込みます。

※自転車、三輪車及びバッテリーについては、**報償金の支給対象外**です。

集団資源回収を はじめるにあたって

1 集団資源回収をはじめるにあたって 次のことを決めましょう！

団 体 名

・例：〇〇町リサイクルの会

役割分担

・代表者や分別確認などの当
番を決めましょう。

回収場所

・回収作業の都合上、一定の広さが
必要となるため、ご希望に添えな
いこともございます。

※ 回収場所は、団体で選定していただきます。市では場所
の選定、維持管理をしませんのでご注意ください。

2 市に団体登録をしましょう！

①申請に必要なもの

- ・上記1の事柄が決定したら、「**集団資源回収協力
団体設立届出書**」に必要事項を記入し、清掃事務
所に提出（郵送，メール，FAX可）してください。
用紙は清掃事務所（下入野町2130-2 TEL:029-
297-5821）にあります。また，市ホームページから
ダウンロードすることも可能です。

②受付窓口

- ・上記①の届出書は，清掃事務所に郵送，FAX
（029-297-5830）又はご持参ください。

3 市と日程などの調整をしましょう！

- ・市の担当者と，回収日，回収場所，貸与する容器
などの確認，調整を行います。

4 回収を開始しましょう！

- ・団体の皆さんで協力して，積極的に資源物回収に
取り組んでいきましょう。

集団資源回収 Q & A

Q 集めた資源物の分別は必要ですか？

集めた資源物は、品目ごとに出し方を指定しています。それぞれの品目ごとに分別を行い、指定された場所へ出してください。

Q 積み込み作業を手伝う必要はありますか？

回収当日は、市が計量を行い、水戸市再資源化事業協同組合が回収します。団体の方が、積み込み作業などを手伝う必要はありません。

Q 回収当日、立ち会う必要はありますか？

立ち会う必要はありません。ただし、回収量の把握や職員から分別のアドバイスが受けられるため、立ち会いされることをお勧めします。

Q 登録内容を変更したいのですが？

代表者の変更、口座の名義人の変更など、登録事項に変更があったときは、「**集団資源回収協力団体登録事項変更届出書**」に必要事項を記入し、清掃事務所に提出してください。

ご不明な場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください！

問い合わせ先：水戸市生活環境部清掃事務所

住所：水戸市下入野町2130-2

電話：029-297-5821 F A X：029-297-5830